

平成 28 年度 第 1 回野田市国民健康保険運営協議会資料

(平成 28 年 8 月 24 日開催)

野 田 市

「議題(1)野田市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）」  
関係資料

認 第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年7月11日提出

野田市長 鈴木 有

## 専 決 処 分 書

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日

野田市長 根本 崇

野田市条例第 19 号

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険税条例（昭和43年野田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の野田市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市国民健康保険税条例 (昭和43年野田市条例第26号)

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>54万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u> とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>54万円</u> を超える場合には、<u>54万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>19万円</u> を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>16万円</u> を超える場合には、<u>16万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>26万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>48万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u> とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>52万円</u> を超える場合には、<u>52万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、<u>17万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>16万円</u> を超える場合には、<u>16万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>26万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>47万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p>

## 専決処分の内容

### 国民健康保険税の専決処分について

#### ① 税限度額の引き上げ

- ・医療保険分 : 現行 52万円⇒54万円 (2万円引き上げ)
  - ・後期高齢者支援金分 : 現行 17万円⇒19万円 (2万円引き上げ)
- ※合計で課税限度額は85万円⇒89万円 (4万円引き上げ)

※介護納付金分は変更はありません。

#### ② 軽減の拡大

- ・5割軽減

所得基準額 : 現行 「33万円 + 26万円 × (被保険者数)」

↓

改正後 「33万円 + 26.5万円 × (被保険者数)」

※参考 : 3人世帯で給与収入の場合 約184万円⇒186万円

- ・2割軽減

所得基準額 : 現行 「33万円 + 47万円 × (被保険者数)」

↓

改正後 「33万円 + 48万円 × (被保険者数)」

※参考 : 3人世帯で給与収入の場合 約274万円⇒278万円

※7割軽減に変更はありません。

「議題(2) 野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱の一部を改正する告示の制定について(報告)」関係資料



野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 6月 6日

野田市長 根本 崇

野田市告示第 124 号

野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱  
の一部を改正する告示

野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱（平成23年野田市告示第187号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「需要の額の合計額」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加え、同項第2号中「の100分の110」を「に100分の110を乗じて得た額」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱第2条第2項の規定は、平成28年4月1日以後の療養の給付に係る一部負担金について適用する。

野田市民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱を一部改正する告示新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱 (平成 23 年野田市告示第 187 号)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、法令及び野田市民健康保険条例施行規則(昭和 34 年野田市規則第 11 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本市が行う一部負担金の免除及び徴収の猶予(以下「免除等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免除等の対象等)</p> <p>第 2 条 免除等の対象となる被保険者(以下「対象被保険者」という。)は、その属する世帯の世帯主又は当該世帯の被保険者(以下「世帯主等」という。)が次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障がい者(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。)となり、又は住宅、家財若しくはその財産について著しい損害を受けたとき。</p> <p>(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由により収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。</p> <p>(4) その他市長が前 3 号に掲げる事由に類する事由があると認めるとき。</p> <p>2 対象被保険者に対する措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する場合 免除</p> <p>ア 対象被保険者が入院療養を受ける場合</p> <p>イ 世帯主等の収入の額の合計額が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定の適用があるものとして同法第 11 条第 1 号から第 3 号までに掲げる扶助について同法第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号))の例により測定した当該世帯主等の必要の額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額(以下「基準額」という。)以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の 3 月分に相当する額以下である場合</p> <p>(2) 世帯主等の収入の額の合計額が基準額に 100 分の 110 を乗じて得た額以下である場合 徴収の猶予</p> <p>3 免除等の対象となる一部負担金は、規則第 15 条第 1 項の規定による申請に係る療</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、法令及び野田市民健康保険条例施行規則(昭和 34 年野田市規則第 11 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本市が行う一部負担金の免除及び徴収の猶予(以下「免除等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免除等の対象等)</p> <p>第 2 条 免除等の対象となる被保険者(以下「対象被保険者」という。)は、その属する世帯の世帯主又は当該世帯の被保険者(以下「世帯主等」という。)が次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障がい者(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。)となり、又は住宅、家財若しくはその財産について著しい損害を受けたとき。</p> <p>(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由により収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。</p> <p>(4) その他市長が前 3 号に掲げる事由に類する事由があると認めるとき。</p> <p>2 対象被保険者に対する措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する場合 免除</p> <p>ア 対象被保険者が入院療養を受ける場合</p> <p>イ 世帯主等の収入の額の合計額が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定の適用があるものとして同法第 11 条第 1 号から第 3 号までに掲げる扶助について同法第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号))の例により測定した当該世帯主等の必要の額の合計額(以下「基準額」という。)以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の 3 月分に相当する額以下である場合</p> <p>(2) 世帯主等の収入の額の合計額が基準額の 100 分の 110 以下である場合 徴収の猶予</p> <p>3 免除等の対象となる一部負担金は、規則第 15 条第 1 項の規定による申請に係る療</p>

養に要する期間を考慮し、当該申請がされた日の属する月から起算して3月以内の期間内で市長が認める期間内に受けた当該療養(免除の場合にあつては、入院療養に限る。)の給付に係る一部負担金とする。ただし、市長が特に必要があるとき認めるときは、この限りでない。

- 4 徴収を猶予する期間は、徴収の猶予に係る療養の給付を受けた日の属する月から起算して6月以内の期間内で市長が定める期間とする。  
(補則)

第3条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

養に要する期間を考慮し、当該申請がされた日の属する月から起算して3月以内の期間内で市長が認める期間内に受けた当該療養(免除の場合にあつては、入院療養に限る。)の給付に係る一部負担金とする。ただし、市長が特に必要があるとき認めるときは、この限りでない。

- 4 徴収を猶予する期間は、徴収の猶予に係る療養の給付を受けた日の属する月から起算して6月以内の期間内で市長が定める期間とする。  
(補則)

第3条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

「議題(3)平成 28 年度野田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)  
について (報告)」関係資料

平成28年度 6月補正 国民健康保険特別会計補正予算

単位 千円

【歳入】

単位 千円

科目	当初予算		6月補正 補正額	補正後		
	予算額	構成比(%)		予算額	増減率	
国民健康保険税	一般分	現年度医療分	2,910,738	12.48	2,910,738	
		現年度介護分	235,263	1.01	235,263	
		現年度後期高齢者支援分	744,767	3.19	744,767	
		過年度医療分	317,337	1.36	317,337	
		過年度介護分	36,687	0.16	36,687	
		過年度後期高齢者支援分	83,746	0.36	83,746	
		小計	4,328,538	18.56	4,328,538	
	退職分	現年度医療分	97,939	0.42	97,939	
		現年度介護分	22,715	0.10	22,715	
		現年度後期高齢者支援分	25,810	0.11	25,810	
		過年度医療分	12,297	0.05	12,297	
		過年度介護分	3,110	0.01	3,110	
		過年度後期高齢者支援分	3,520	0.02	3,520	
		小計	165,391	0.71	165,391	
計	4,493,929	19.27	4,493,929			
一部負担金	4	0.00	4			
国庫支出金	療養給付費負担金	一般療養給付費分	2,591,162	11.11	2,591,162	
		(過年度)一般療養給付費分	1	0.00	1	
		老人保健医療費拠出金分	1	0.00	1	
		介護納付金分	289,349	1.24	289,349	
		後期高齢者支援金分	810,801	3.48	810,801	
		計	3,691,314	15.83	3,691,314	
	高額医療費共同事業負担金	118,746	0.51	118,746		
	特定健診等負担金	25,809	0.11	25,809		
	総務管理費補助金等	72	0.00	1,620	1,692	2250.00
	財調	(普通)財政調整交付金	557,974	2.39	557,974	
		(特別)財政調整交付金	31,338	0.13	31,338	
		小計	589,312	2.53	589,312	
	計	4,425,253	18.98	1,620	4,426,873	0.04
療養給付費交付金	382,925	1.64	382,925			
(過年度)療養給付費交付金	1	0.00	1			
県支出金	高額医療費共同事業負担金	118,746	0.51	118,746		
	特定健診等負担金	25,809	0.11	25,809		
	財政調整交付金	938,892	4.03	938,892		
	計	1,083,447	4.65	1,083,447		
共同事業	高額医療費共同事業交付金	472,820	2.03	472,820		
	保険財政共同安定化事業交付金	4,155,713	17.82	4,155,713		
計	4,628,533	19.85	4,628,533			
前期高齢者交付金	6,187,002	26.53	6,187,002			
財産収入	911	0.00	911			
繰入金	一般会計	保険基盤安定繰入金	807,242	3.46	807,242	
		人件費繰入金	98,056	0.42	98,056	
		事務費繰入金	68,208	0.29	68,208	
		出産育児一時金繰入金	64,400	0.28	64,400	
		財政安定化支援事業繰入金	47,535	0.20	47,535	
		その他繰入金	200,000	0.86	200,000	
		小計	1,285,441	5.51	0	1,285,441
	財政調整基金	593,000	2.54	593,000		
	計	1,878,441	8.06	0	1,878,441	
	繰越金	192,358	0.82	192,358		
諸収入	45,296	0.19	45,296			
歳入合計	23,318,100	100.00	1,620	23,319,720	0.01	
歳入歳出差引	0	0.00	0	0		

【歳出】

科目	当初予算		6月補正 補正額	補正後		
	予算額	構成比(%)		予算額	増減率	
総務費	97,568	0.42		97,568		
人件費	68,839	0.30	1,620	70,459	2.35	
事務費	166,407	0.71	1,620	168,027	2.35	
計						
保険給付費	一般分	療養給付費	12,338,948	52.92	12,338,948	
		療養費	155,594	0.67	155,594	
		高額療養費	1,657,662	7.11	1,657,662	
		高額介護合算療養費	1,300	0.01	1,300	
		移送費	300	0.00	300	
	小計	14,153,804	60.70	14,153,804		
	退職分	療養給付費	295,630	1.27	295,630	
		療養費	3,918	0.02	3,918	
		高額療養費	89,968	0.39	89,968	
		高額介護合算療養費	150	0.00	150	
		移送費	150	0.00	150	
	小計	389,816	1.67	389,816		
	審査支払手数料	30,961	0.13	30,961		
	出産育児諸費	96,649	0.41	96,649		
葬祭諸費	16,500	0.07	16,500			
計	14,687,730	62.99	14,687,730			
老健拠出金	1	0.00	1			
医療費拠出金	92	0.00	92			
事務費拠出金	93	0.00	93			
計	94	0.00	94			
介護納付金	904,217	3.88	904,217			
共同事業	高額医療費共同事業拠出金	474,985	2.04	474,985		
	保険財政共同安定化事業拠出金	4,298,773	18.44	4,298,773		
	その他共同事業事務費拠出金	10	0.00	10		
	計	4,773,768	20.47	4,773,768		
前期納付	前期高齢者納付金	1,125	0.00	1,125		
	前期高齢者事務拠出金	175	0.00	175		
計	1,300	0.01	1,300			
後期高齢者	後期高齢者支援金	2,533,756	10.87	2,533,756		
	後期高齢者事務費拠出金	165	0.00	165		
	病床転換事務費拠出金	16	0.00	16		
計	2,533,937	10.87	2,533,937			
保健事業	保健事業費	25,301	0.11	25,301		
	特定健康診査等事業費	132,998	0.57	132,998		
計	158,299	0.68	158,299			
基金積立金	911	0.00	911			
公債費	206	0.00	206			
諸支出金	国保税還付金	20,400	0.09	20,400		
	償還金	療養給付費負担金返還金	1	0.00	1	
		特定健診返還金	0	0.00	0	
		高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金	1	0.00	1	
		財政調整交付金他返還金	0	0.00	0	
		小計	2	0.00	2	
	還付加算金	745	0.00	745		
計	21,147	0.09	21,147			
繰上充用金	0	0.00	0			
予備費	70,085	0.30	70,085			
歳出合計	23,318,100	100	1,620	23,319,720	0.01	

「議題(4)平成 27 年度野田市国民健康保険特別会計決算状況について」  
関係資料

平成27年度 国民健康保険特別会計 決算の状況

歳入		予算現額 A (円)	27年度の決算の状況				26年度決算		
科目	決算額 B (円)		構成比	収入割合B/A	前年度増減	決算額 (円)	構成比		
国民健康保険税	現年度医療分	3,103,980,000	3,050,057,662	13.04 %	98.26 %	-3.72 %	3,167,781,900	15.48 %	
	現年度介護分	252,887,000	248,276,233	1.06	98.18	-3.78	258,042,015	1.26	
	現年度後期高齢者支援分	791,723,000	778,132,391	3.33	98.28	-3.80	808,854,806	3.95	
	過年度医療分	320,089,000	354,289,924	1.51	110.68	-0.10	354,636,500	1.73	
	過年度介護分	36,740,000	41,829,182	0.18	113.85	-2.37	42,845,632	0.21	
	過年度後期高齢者支援分	78,936,000	82,663,982	0.35	104.72	2.97	80,281,828	0.39	
	小計	4,584,355,000	4,555,249,374	19.47	99.37	-3.34	4,712,442,681	23.02	
	現年度医療分	130,221,000	115,844,788	0.50	88.96	-30.70	167,174,002	0.82	
	現年度介護分	31,015,000	27,998,750	0.12	90.27	-29.93	39,961,080	0.20	
	現年度後期高齢者支援分	34,099,000	30,253,260	0.13	88.72	-30.24	43,367,189	0.21	
	過年度医療分	12,622,000	13,787,409	0.06	109.23	7.18	12,863,663	0.06	
過年度介護分	3,066,000	3,134,325	0.01	102.23	9.11	2,872,638	0.01		
過年度後期高齢者支援分	3,314,000	3,254,658	0.01	98.21	11.36	2,922,696	0.01		
小計	214,337,000	194,273,190	0.83	90.64	-27.82	269,161,268	1.31		
計	4,798,692,000	4,749,522,564	20.30	98.98	-4.66	4,981,603,949	24.34		
一部負担金	4,000	0	0.00	0.00	0.00	0	0.00		
国民健康保険支庫	療養給付費分	2,244,210,000	2,201,422,780	9.41	98.09	-0.48	2,212,030,025	10.81	
	老人保健拠出金分	1,000	0	0.00	-	0.00	0	0.00	
	介護納付金分	326,925,000	293,475,808	1.25	89.77	-14.24	342,216,119	1.67	
	後期高齢者支援金分	824,867,000	824,866,155	3.53	100.00	0.64	819,604,422	4.00	
	過年度分	1,000	0	0.00	0.00	皆減	0	0.00	
	小計	3,396,004,000	3,319,764,743	14.19	97.76	-1.60	3,373,850,566	16.48	
	高額医療費共同事業負担金	115,815,000	111,758,059	0.48	96.50	-2.50	114,625,562	0.56	
	特定健診等負担金	23,214,000	28,886,000	0.12	124.43	30.12	22,200,000	0.11	
	財調	普通財政調整交付金	550,000,000	676,702,000	2.89	123.04	28.17	527,974,000	2.58
	特別財政調整交付金	30,000,000	199,851,000	0.85	666.17	-37.56	320,045,000	1.56	
	小計	580,000,000	876,553,000	3.75	151.13	3.36	848,019,000	4.14	
	高齢者円滑運営事業費補助金	0	0	0.00	-	皆減	0	0.00	
	総務管理費補助金	2,967,000	2,873,000	0.01	-	0.00	0	0.00	
	災害臨時特例補助金	0	98,000	0.00	-	-71.01	338,000	0.00	
	計	4,118,000,000	4,339,932,802	18.55	105.39	-0.44	4,359,033,128	21.30	
療養給付費交付金	763,421,000	539,041,979	2.30	70.61	-23.91	708,434,758	3.46		
県支出金	高額医療費共同事業負担金	115,815,000	111,758,059	0.48	96.50	-2.50	114,625,562	0.56	
	特定健診等負担金	23,214,000	29,418,000	0.13	126.73	32.51	22,200,000	0.11	
	財政調整交付金	876,540,000	1,025,173,000	4.38	116.96	9.19	938,892,000	4.59	
	計	1,015,569,000	1,166,349,059	4.99	114.85	8.43	1,075,717,562	5.26	
	共同事業	高額医療費共同事業交付金	387,285,000	484,218,398	2.07	125.03	15.36	419,747,038	2.05
保険財政共同安定化事業交付金	4,049,213,000	4,053,244,086	17.33	100.10	162.91	1,541,665,181	7.53		
計	4,436,498,000	4,537,462,484	19.40	102.28	131.34	1,961,412,219	9.58		
前期高齢者交付金	5,980,735,000	5,980,735,447	25.57	100.00	9.49	5,462,338,384	26.69		
財産収入	686,000	1,407,021	0.01	205.11	38.69	1,014,511	0.00		
一般会社	保険基盤安定繰入金	970,324,000	885,133,708	3.78	91.22	36.93	646,398,818	3.16	
	人件費繰入金	95,850,000	95,625,198	0.41	99.77	-1.82	97,395,846	0.48	
	事務費繰入金	69,834,000	65,594,612	0.28	93.93	-1.94	66,892,523	0.33	
	出産育児一時金繰入金	64,400,000	51,635,520	0.22	80.18	-15.33	60,982,333	0.30	
	財政安定化支援事業繰入金	68,964,000	47,535,000	0.20	68.93	-25.78	64,042,216	0.31	
	その他繰入金	200,000,000	200,000,000	0.86	100.00	0.00	200,000,000	0.98	
	小計	1,469,372,000	1,345,524,038	5.75	91.57	18.47	1,135,711,736	5.55	
	財政調整基金繰入金	427,000,000	427,000,000	1.83	100.00	-20.35	536,121,000	2.62	
	計	1,896,372,000	1,772,524,038	7.58	93.47	6.02	1,671,832,736	8.17	
	繰越金	241,377,000	241,377,561	1.03	100.00	36.09	177,366,007	0.87	
諸収入	45,297,000	62,898,502	0.27	138.86	-10.24	70,072,519	0.34		
歳入合計	23,296,651,000	23,391,251,457	100.00	100.41	14.28	20,468,825,773	100.00		

歳出		予算現額 A (円)	27年度の決算の状況				26年度決算	
科目	決算額 B (円)		構成比	支出割合B/A	前年度増減	決算額 (円)	構成比	
総務費	人件費	95,362,000	95,228,698	0.42 %	99.86 %	-2.00 %	97,168,346	0.50 %
	事務費	74,485,000	69,998,112	0.31	93.98	6.15	65,941,663	0.34
	計	169,847,000	165,226,810	0.74	97.28	1.30	163,110,009	0.83
保険給付費	療養給付費	11,950,095,000	11,557,261,736	51.57	96.71	4.36	11,074,192,192	56.57
	療養費	154,053,000	152,617,753	0.68	99.07	-0.73	153,737,694	0.79
	高額療養費	1,566,966,000	1,571,371,331	7.01	100.28	13.04	1,390,098,035	7.10
	高額介護合算療養費	1,300,000	750,991	0.00	57.77	-23.76	984,971	0.01
	移送費	300,000	0	0.00	0.00	皆増	78,128	0.00
	小計	13,672,714,000	13,282,001,811	59.27	97.14	5.25	12,619,091,020	64.46
	療養給付費	457,743,000	428,277,466	1.91	93.56	-23.75	561,679,322	2.87
	療養費	5,024,000	4,547,322	0.02	90.51	-32.51	6,738,153	0.03
	高額療養費	90,877,000	73,801,791	0.33	81.21	-16.98	88,891,445	0.45
	高額介護合算療養費	150,000	0	0.00	0.00	-100.00	67,604	0.00
移送費	150,000	0	0.00	0.00	0.00	0	0.00	
小計	553,944,000	506,626,579	2.26	91.46	-22.93	657,376,524	3.36	
審査支払手数料	30,961,000	28,329,548	0.13	91.50	-2.20	28,966,006	0.15	
出産育児一時金	96,649,000	77,453,280	0.35	80.14	-15.33	91,473,500	0.47	
葬祭諸費	16,500,000	14,750,000	0.07	89.39	-8.95	16,200,000	0.08	
計	14,370,768,000	13,909,161,218	62.06	96.79	3.70	13,413,107,050	68.51	
老人保健拠出金	医療費拠出金	1,000	0	0.00	-	0	0.00	
事務費拠出金	92,000	85,457	0.00	92.89	0.00	85,457	0.00	
計	93,000	85,457	0.00	91.89	0.00	85,457	0.00	
介護納付金	917,112,000	917,111,899	4.09	100.00	-14.24	1,069,425,373	5.46	
共同事業	高額医療費共同事業拠出金	463,260,000	447,032,237	1.99	96.50	-2.50	458,502,250	2.34
	保険財政共同安定化事業拠出金	4,188,607,000	4,073,017,838	18.17	97.24	169.46	1,511,566,073	7.72
	その他	10,000	3,663	0.00	36.63	-4.71	3,844	0.00
計	4,651,877,000	4,520,053,738	20.17	97.17	129.44	1,970,072,167	10.06	
前期高齢者納付金	前期高齢者納付金	1,643,429	1,643,429	0.01	100.00	-13.87	1,908,033	0.01
	前期高齢者納付金事務費拠出金	210,000	178,311	0.00	84.91	-3.81	185,381	0.00
	計	1,853,429	1,821,740	0.01	98.29	-12.98	2,093,414	0.01
後期高齢者支援金	後期高齢者支援金	2,634,263,000	2,634,262,055	11.75	100.00	-0.72	2,653,264,246	13.55
	後期高齢者支援金事務費拠出金	210,000	173,358	0.00	82.55	-6.49	185,381	0.00
計	2,634,473,000	2,634,435,413	11.76	100.00	-0.72	2,653,449,627	13.55	
保健事業	保健事業費	24,819,000	20,903,480	0.09	84.22	-3.74	21,715,746	0.11
	特定健康診査等事業費	130,871,000	108,300,228	0.48	82.75	0.50	107,764,362	0.55
計	155,690,000	129,203,708	0.58	82.99	-0.21	129,480,108	0.66	
基金積立金	1,326,000	1,326,000	0.01	100.00	53.12	866,000	0.00	
公債費	206,000	0	0.00	0.00	0.00	0	0.00	
諸支出金	国保税還付金	22,356,931	21,956,931	0.10	98.21	9.78	20,001,334	0.10
	療養給付費負担金返還金	110,032,000	110,031,066	0.49	100.00	-27.09	150,906,933	0.77
	出産育児一時金補助金返還金	0	0	0.00	-	皆増	284,000	0.00
	特定健診返還金	0	0	0.00	-	皆増	3,836,000	0.02
	療養給付費交付金返還金	0	0	0.00	-	皆減	0	0.00
	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金	0	0	0.00	0.00	-100.00	93,000	0.00
	災害臨時特例補助金返還金	0	0	0.00	-	0.00	0	0.00
	国財政調整交付金返還金	0	0	0.00	-	皆減	0	0.00
	小計	110,032,000	110,031,066	0.49	100.00	-29.07	155,119,933	0.79
	国保税還付加算金	745,000	420,200	0.00	56.40	-34.11	637,740	0.00
計	133,133,931	132,408,197	0.59	99.45	-24.66	175,759,007	0.90	
繰上充用金	0	0	0.00	-	0.00	0	0.00	
予備費	260,271,640	0	0.00	-	0.00	0	0.00	
歳出合計	23,296,651,000	22,410,834,180	100.00	96.20	14.47	19,577,448,212	100.00	

歳入 歳出 剰余金  
 差引 23,391,251,457 - 22,410,834,180 = 980,417,277



○ 世帯数と被保険者の状況 (国民健康保険事業年報より)

区分	世帯数	被保険者数		一般被保険者		退職者医療	
		被保険者数	加入者割合	被保険者数	加入者割合	被保険者数	加入者割合
27年度	年間平均	27,147	47,792	46,300	96.9	1,161	3.1
	年度末	26,800	46,651	45,455	97.4	962	2.6
26年度	年間平均	27,469	49,316	47,285	95.9	1,490	4.1
	年度末	27,257	48,408	46,669	96.4	1,310	3.6
増減	年間平均	-322	-1,524	-985	1.0	-329	-1.0
	年度末	-457	-1,757	-1,214	1.0	-348	-1.0

○ 27年度中の被保険者の増減内訳 (単位人)

被保険者増減内訳	増		減		その他		計
	転入	転出	生保廃止	生保開始	後期高齢離脱	後期高齢加入	
増	1,131	5,228	135	187	0	581	7,262
	998	5,157	208	345	1,658	653	9,019

○ 受診率と1人(件)当たりの費用額の状況 (国民健康保険事業年報より)

区分	年間平均被保険者数		総件数		費用額		1人当たり受診件数		1人当たり費用額		1件当たり費用額	
	A	B	A	B	C	C/A	B/A	C/A	C/B			
27年度	一般	46,300人	711,513件	15,931,218,503円	15.4件	344,087円	15.4件	344,087円	22,391円	22,391円	22,391円	
	退職	1,492	26,091	612,775,801	17.5	410,708	17.5	410,708	23,486	23,486	23,486	
	計	47,792	737,604	16,543,994,304	15.4	346,167	15.4	346,167	22,429	22,429	22,429	
26年度	一般	47,285人	707,000件	15,303,402,179円	15.0件	323,642円	15.0件	323,642円	21,646円	21,646円	21,646円	
	退職	2,031	36,051	811,411,296	17.8	399,513	17.8	399,513	22,507	22,507	22,507	
	計	49,316	743,051	16,114,813,475	15.1	326,766	15.1	326,766	21,687	21,687	21,687	
増減	一般	-985人	4,513件	627,816,324円	0.4件	20,445円	0.4件	20,445円	745円	745円	745円	
	退職	-539	-9,960	-198,635,495	-0.3	11,195	-0.3	11,195	979	979	979	
	計	-1,524	-5,447	429,180,829	0.3	19,401	0.3	19,401	742	742	742	

(注) 総件数及び費用額 = 療養給付費 + 療養費

○ 収納率と1人(世帯)当たり国保税額(現年課税分)

(1) 医療分

区分	調定額(円) A	収納額(円) (還付未済額除く)	収納率(%)	年間平均 世帯数(世帯) B	年間平均 被保険者数(人) C	1世帯当たり 国保税額(円) A/B	1人当たり 国保税額(円) A/C
27年度 現年課税分	3,432,687,854	3,048,874,399	88.82	27,147	47,792	131,010	74,417
	123,847,546	115,842,304	93.54				
	3,556,535,400	3,164,716,703	88.98				
26年度 現年課税分	3,586,009,750	3,165,972,931	88.29	27,469	49,316	137,039	76,331
	178,324,350	167,158,295	93.74				
	3,764,334,100	3,333,131,226	88.55				

(2) 後期高齢者支援分

区分	調定額(円) A	収納額(円) (還付未済額除く)	収納率(%)	年間平均 世帯数(世帯) B	年間平均 被保険者数(人) C	1世帯当たり 国保税額(円) A/B	1人当たり 国保税額(円) A/C
27年度 現年課税分	875,983,564	777,949,671	88.81	27,147	47,792	33,459	19,005
	32,318,636	30,248,044	93.59				
	908,302,200	808,197,715	88.98				
26年度 現年課税分	916,170,483	808,626,536	88.26	27,469	49,316	35,038	19,516
	46,280,417	43,362,277	93.69				
	962,450,900	851,988,813	88.52				

(3) 介護分

区分	調定額(円) A	収納額(円) (還付未済額除く)	収納率(%)	年間平均 被保険者数(人) B	1人当たり 国保税額(円) A/B
27年度 現年課税分	294,929,515	248,203,201	84.16	15,262	21,284
	29,911,585	27,998,750	93.61		
	324,841,100	276,201,951	85.03		
26年度 現年課税分	309,311,414	257,945,518	83.39	16,317	21,567
	42,601,586	39,953,135	93.78		
	351,913,000	297,898,653	84.65		

(4) 合計

区分	調定額(円) A	収納額(円) (還付未済額除く)	収納率(%)	年間平均 世帯数(世帯) B	年間平均 被保険者数(人) C	1世帯当たり 国保税額(円) A/B	1人当たり 国保税額(円) A/C
27年度 現年課税分	4,603,600,933	4,075,027,271	88.52	27,147	47,792	176,435	100,219
	186,077,767	174,089,098	93.56				
	4,789,678,700	4,249,116,369	88.71				
26年度 現年課税分	4,811,491,647	4,232,544,985	87.97	27,257	48,408	186,326	104,914
	267,206,353	250,473,707	93.74				
	5,078,698,000	4,483,018,692	88.27				

○ 保険給付費の状況

(1) 療養給付費

(国民健康保険事業年報より)

区分	平成26年度			平成27年度			前年度比増減			
	件数	費用額	1件費用額	件数	費用額	1件費用額	件数	費用額	1件費用額	
療養 入院	一般	10,321	5,349,149,022	518,278	10,615	5,599,311,121	527,490	294	250,162,099	9,212
	退職	444	280,738,745	632,294	333	200,879,375	603,241	-111	-79,859,370	-29,053
	計	10,765	5,629,887,767	522,981	10,948	5,800,190,496	529,795	183	170,302,729	6,814
養 給	一般	356,781	5,216,908,473	14,622	358,919	5,366,321,414	14,951	2,138	149,412,941	329
	退職	18,224	292,233,612	16,036	13,185	225,028,400	17,067	-5,039	-67,205,212	1,031
	計	375,005	5,509,142,085	14,691	372,104	5,591,349,814	15,026	-2,901	82,207,729	335
給 付	一般	97,754	1,185,670,380	12,129	96,808	1,158,478,050	11,967	-946	-27,192,330	-162
	退職	5,191	61,213,660	11,792	3,772	43,646,960	11,571	-1,419	-17,566,700	-221
	計	102,945	1,246,884,040	12,112	100,580	1,202,125,010	11,952	-2,365	-44,759,030	-160
付 費	一般	219,319	3,021,960,470	13,779	222,957	3,265,464,650	14,646	3,638	243,504,180	867
	退職	11,218	155,270,800	13,841	8,147	127,678,120	15,672	-3,071	-27,592,680	1,831
	計	230,537	3,177,231,270	13,782	231,104	3,393,142,770	14,682	567	215,911,500	900
訪 問 看 護 費	一般	415	35,529,830	85,614	454	38,862,890	85,601	39	3,333,060	-13
	退職	23	1,629,750	70,859	7	291,740	41,677	-16	-1,338,010	-29,182
	計	438	37,159,580	84,839	461	39,154,630	84,934	23	1,995,050	95
合 計	一般	684,590	14,809,218,175	21,632	689,753	15,428,438,125	22,368	5,163	619,219,950	736
	退職	35,100	791,086,567	22,538	25,444	597,524,595	23,484	-9,656	-193,561,972	946
	計	719,690	15,600,304,742	21,676	715,197	16,025,962,720	22,408	-4,493	425,657,978	732

※食事療養費、生活療養費は費用額のみを入院に算入

(2)療養費・高額療養費

(国民健康保険事業年報より)

区分	平成26年度			平成27年度			前年度比増減			
	件数	費用額	1件費用額	件数	費用額	1件費用額	件数	費用額	1件費用額	
療養費	一般	22,376件	209,690,864円	9,371円	21,759件	207,955,328円	9,557円	-617件	-1,735,536円	186円
	退職	952	9,626,166	10,112	647	6,491,802	10,034	-305	-3,134,364	-78
	計	23,328	219,317,030	9,401	22,406	214,447,130	9,571	-922	-4,869,900	170
高額療養費	一般	22,761	1,387,705,457	60,969	27,772	1,567,083,912	56,427	5,011	179,378,455	-4,542
	退職	852	88,821,126	104,250	775	73,789,782	95,213	-77	-15,031,344	-9,037
	計	23,613	1,476,526,583	62,530	28,547	1,640,873,694	57,480	4,934	164,347,111	-5,050

○ 特定健康診査等の状況

	特定健康診査			特定保健指導	
	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	特定保健指導対象者(人)	
平成27年度	35,989	12,285	34.1	1,453	
平成26年度	36,409	12,188	33.5	1,482	

「議題(5)平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算(案)  
(第2号)について」関係資料

平成28年度 9月補正 国民健康保険特別会計補正予算(案)

【歳入】

(単位:千円)

科目	現計予算		9月補正 補正額	補正後	
	予算額	構成比(%)		予算額	増減率(%)
国民健康保険税	現年度医療分	2,910,738	12.48		2,910,738
	現年度介護分	235,263	1.01		235,263
	後期高齢者支援分	744,767	3		744,767
	過年度医療分	317,337	1.36		317,337
	過年度介護分	36,687	0.16		36,687
	過年度後期高齢者支援分	83,746	0		83,746
	小計	4,328,538	18.56	0	4,328,538
	現年度医療分	97,939	0.42		97,939
	現年度介護分	22,715	0.10		22,715
	現年後期高齢者支援分	25,810	0.11		25,810
	過年度医療分	12,297	0.05		12,297
	過年度介護分	3,110	0.01		3,110
過年度後期高齢者支援分	3,520	0.02		3,520	
小計	165,391	0.71	0	165,391	
計	4,493,929	19.27	0	4,493,929	
一部負担金	4	0.00		4	
国庫支出金	療養給付費負担金	2,591,162	11.11		2,591,162
	(過年度)一般療養給付費分	1	0.00		1
	老人保健医療費拠出金分	1	0.00		1
	介護納付金分	289,349	1.24	▲ 16,592	272,757
	後期高齢者支援金分	810,801	3.48		810,801
	病床転換支援金分		0.00		0
	小計	3,691,314	15.83	▲ 16,592	3,674,722
	高額医療費共同事業負担金	118,746	0.51		118,746
	特定健診等負担金	25,809	0.11		25,809
	総務管理費補助金	1,692	0.01		1,692
	財調(普通)財政調整交付金	557,974	2.39		557,974
	(特別)財政調整交付金	31,338	0.13		31,338
	小計	589,312	2.53	0	589,312
	出産育児一時金補助金		0.00		0
	高齢者医療円滑運営事業費補助金		0.00		0
計	4,426,873	18.98	▲ 16,592	4,410,281	
療養給付費交付金	382,925	1.64		382,925	
(過年度)療養給付費交付金	1	0.00	58,372	58,373	
県支出金	高額医療費共同事業負担金	118,746	0.51		118,746
	特定健診等負担金	25,809	0.11		25,809
	財政調整交付金	938,892	4.03		938,892
計	1,083,447	4.65	0	1,083,447	
共同事業	高額医療費共同事業交付金	472,820	2.03		472,820
	保険財政共同安定化事業交付金	4,155,713	17.82		4,155,713
計	4,628,533	19.85	0	4,628,533	
前期高齢者交付金	6,187,002	26.53		6,187,002	
財産収入	911	0.00		911	
繰入金	一般会計				
	保険基盤安定繰入金	807,242	3.46		807,242
	人件費繰入金	98,056	0.42		98,056
	事務費繰入金	68,208	0.29		68,208
	出産育児一時金繰入金	64,400	0.28		64,400
	財政安定化支援事業繰入金	47,535	0.20		47,535
	その他繰入金	200,000	0.86		200,000
	小計	1,285,441	5.51	0	1,285,441
	財政調整基金	593,000	2.54		593,000
	計	1,878,441	8.06	0	1,878,441
繰越金	192,358	0.82	138,059	330,417	
諸収入	45,296	0.19		45,296	
歳入計	23,319,720	100.00	179,839	23,499,559	
うち歳入補正額から前年度繰越金を除いた純補正額			41,780		

【歳出】

(単位:千円)

科目	現計予算		9月補正 補正額	補正後		
	予算額	構成比(%)		予算額	増減率(%)	
総務費	97,568	0.42		97,568		
事務費	70,459	0.30		70,459		
計	168,027	0.72	0	168,027		
保険給付費	一般分					
	療養給付費	12,338,948	52.91		12,338,948	
	療養費	155,594	0.67		155,594	
	高額療養費	1,657,662	7.11		1,657,662	
	高額介護合算療養費	1,300	0.01		1,300	
	移送費	300	0.00		300	
	小計	14,153,804	60.69	0	14,153,804	
	退職分					
	療養給付費	295,630	1.27		295,630	
	療養費	3,918	0.02		3,918	
	高額療養費	89,968	0.39		89,968	
	高額介護合算療養費	150	0.00		150	
	移送費	150	0.00		150	
	小計	389,816	1.67	0	389,816	
	審査支払手数料	30,961	0.13		30,961	
出産育児諸費	96,649	0.41		96,649		
葬祭諸費	16,500	0.07		16,500		
計	14,687,730	62.98	0	14,687,730		
老健拠出金						
医療費拠出金	1	0.00		1		
事務費拠出金	92	0.00		92		
計	93	0.00	0	93		
介護納付金	904,217	3.88	▲ 51,852	852,365		
共同事業	高額医療費共同事業拠出金	474,985	2.04		474,985	
	保険財政共同安定化事業拠出金	4,298,773	18.43		4,298,773	
	その他共同事業事務費拠出金	10	0.00		10	
	計	4,773,768	20.47	0	4,773,768	
前期納付	前期高齢者納付金	1,125	0.00		1,125	
	前期高齢者事務費拠出金	175	0.00		175	
計	1,300	0.01	0	1,300		
後期支援金	後期高齢者支援金	2,533,756	10.87		2,533,756	
	後期高齢者事務費拠出金	181	0.00		181	
	病床転換支援金		0.00		0	
病床転換事務費拠出金		0.00		0		
計	2,533,937	10.87	0	2,533,937		
保健事業	保健事業費	25,301	0.11		25,301	
	特定健康診査等事業費	132,998	0.57		132,998	
計	158,299	0.68	0	158,299		
基金積立金	911	0.00	718	1,629		
公債費	206	0.00		206		
諸支出金	国保税還付金	20,400	0.09		20,400	
	償還金	療養給付費負担金返還金	1	0.00	130,144	130,145
		療養給付費交付金返還金		0.00		0
		特定健診負担金返還金		0.00		0
		出産育児一時金負担金返還金		0.00		0
		高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金	1	0.00	▲ 1	0
	災害臨時特例補助金返還金		0.00		0	
	小計	2	0.00	130,143	130,145	
	還付加算金	745	0.00		745	
	計	21,147	0.09	130,143	151,290	
予備費	70,085	0.30	100,830	170,915		
歳出計	23,319,720	100.00	179,839	23,499,559		
うち歳出補正額から予備費を除いた純補正額			79,009			
補正に必要な財源額			37,229			

「議題(6)野田市国民健康保険財政運営に係る今後の見通し等について」  
関係資料

## 保険給付費の支払状況【4月～7月支払】

(単位：円・%)

区 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		支給額	前年同期 増減	支給額	前年同期 増減	支給額	前年同期 増減
一 般	療養給付費	2,734,774,554	4.99	2,926,984,511	7.03	2,884,986,834	-1.43
	療養費	50,756,264	0.37	52,445,537	3.33	49,112,360	-6.36
	高額療養費	432,146,502	7.66	510,981,520	18.24	523,267,744	2.40
	計	3,217,677,320	5.26	3,490,411,568	8.48	3,457,366,938	-0.95
退 職	療養給付費	138,185,033	-14.03	93,060,082	-32.66	87,702,998	-5.76
	療養費	2,012,299	-23.50	1,790,426	-11.03	792,619	-55.73
	高額療養費	25,434,087	-12.89	16,053,756	-36.88	22,931,445	42.84
	計	165,631,419	-13.99	110,904,264	-33.04	111,427,062	0.47
合 計	療養給付費	2,872,959,587	3.88	3,020,044,593	5.12	2,972,689,832	-1.57
	療養費	52,768,563	-0.81	54,235,963	2.78	49,904,979	-7.99
	高額療養費	457,580,589	6.26	527,035,276	15.18	546,199,189	3.64
	計	3,383,308,739	4.12	3,601,315,832	6.44	3,568,794,000	-0.90

## 財政調整基金残高

(単位：円)

H27年度末 見込み	増	減	H28年度末 見込み
910,131,996	651,629,000	593,000,000	968,760,996

↓	↓
・基金積立      650,000,000 ・利子              1,629,000	・基金からの繰入 28予算額      593,000,000